

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 非課税となる生活費

Q : 長男が大学に入学し、下宿することになりました。在学中に必要な生活費や学資金として、1千万円を一度に渡そうと思います。

生活費や教育費には、贈与税はかからないと聞いていますが、私が長男に贈与する財産についても非課税となりますか。

A : 一度に渡される場合には、非課税とはなりません。

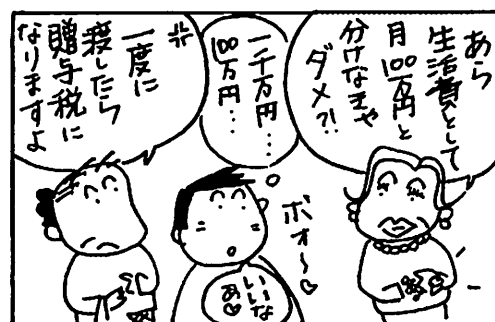
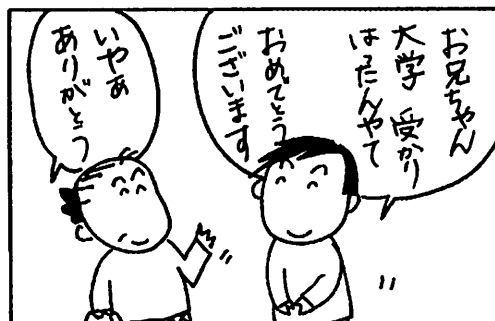
【解説】

扶養義務者相互間において生活費や教育費に充てるために贈与により取得した財産のうち通常必要と認められる範囲のものに限り、贈与税は課税されないことになっています。

ところで、生活費又は教育費として非課税とされるのは、生活費や教育費として必要な都度、直接これらの用に充てるために贈与された財産に限られます。したがって、生活費や教育費の名目で支給したものであっても、一時に支給したり、これを預貯金にしたとか、株式や不動産の買入代金に充当したような場合には、贈与税が課税されます。

ご質問の場合には、長男の在学中に必要な生活費及び学資金を一度に渡されるとのことですから、贈与税が課税されます。

ちなみに、生活費とは、その者の通常の日常生活を営むのに必要な費用（教育費を除きます）をいい、治療費、養育費など（保険金などにより補てんされる部分を除きます）を含みます。また、教育費とは、被扶養者の教育上通常必要と認められる学資、教材費、文具等をいい、義務教育費に限りません。



KIMIYO・I